

共同企業体運用準則

昭和62年8月17日 建設省中建審発第12号

改正 平成6年3月25日 建設省中建審発第8号

平成10年2月4日 建設省中建審発第4号

1. 準則設定の趣旨

本準則は、発注機関が共同企業体運用基準を定めるに当たって準拠すべき基準を示すものである。

2. 一般準則

- (1) 共同企業体活用の目的に応じ、対象とすべき工事について、特定建設工事共同企業体にあつてはその基準を明確に定めるものとし、経常建設共同企業体にあつては技術者を適正に配置し得る規模を確保するものとする。
- (2) 共同企業体は、活用の目的、対象工事に応じた適格業者のみにより結成するものとし、その構成員数、組合せ、資格、結成方法等を明示するものとする。
- (3) 共同施工を確保し、共同企業体の効果的活用を図るため、対象工事を適切に選定するとともに構成員は少数とし、格差の小さい組合せとする。また、出資比率の最小限度基準を設けるものとする。

3. 個別準則

(1) 特定建設工事共同企業体 性格

建設工事の特性に着目して工事毎に結成される共同企業体とする。

対象工事の種類・規模

特定建設工事共同企業体の対象工事の種類・規模は、大規模工事であつて技術的難度の高い特定建設工事（高速道路、橋梁、トンネル、ダム、堰、空港、港湾、下水道等の土木構造物であつて大規模なもの、大規模

建築、大規模設備等の建設工事。以下「典型工事」という。)その他工事の規模、性格等に照らし共同企業体による施工が必要と認められる一定規模以上の工事とする(注-1)。

ただし、工事の規模、性格等に照らし共同企業体による施工が必要と認められる工事においても単体で施工できる業者がいると認められるときには、単体企業と特定建設工事共同企業体との混合による入札とすることができるものとする。

構成員

(イ)数

2ないし3社とする。

(ロ)組合せ

最上位等級(注-2)のみ、あるいは最上位等級及び第二位等級に属する者の組合せとする(注-3)。

(ハ)資格

構成員は少なくとも次の三要件を満たす者とする(注-4)。

a)当該工事に対応する許可業種につき、営業年数が少なくとも数年あること(注-5)。

b)当該工事を構成する一部の工種を含む工事について元請として一定の実績があり、当該工事と同種の工事を施工した経験があること。

c)全ての構成員が、当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

(二)結成方法

自主結成とする。

出資比率

出資比率の最小限度基準は、技術者を適正に配置して共同施工を確保し得るよう、構成員数を勘案して発注機関において定めるものとする(注-6)。

代表者の選定方法とその出資比率

代表者は、円滑な共同施工を確保するため中心的役割を担う必要があるとの観点から、施工能力の大きい者とする(注-7)。

また、代表者の出資比率は構成員中最大とする。

(2) 経常建設共同企業体

性格

優良な中小・中堅建設業者が、継続的な協業関係を確保することによりその経営力・施工力を強化するため共同企業体を結成することを認め、もって優良な中小・中堅建設業者の振興を図るものとする（注 - 8）。

対象工事の種類・規模

単体企業の場合に準じて取り扱うものとするが、技術者を適正に配置し得る規模を確保するものとする（注 - 9）。

構成員

(イ) 数

2 ないし 3 社程度とする。

(ロ) 組合せ

同一等級又は直近等級に属する者の組合せとする（注 - 10）。

(ハ) 資格

構成員は少なくとも次の三要件を満たす者とする（注 - 11）。

a) 登録部門に対応する許可業種につき、営業年数が少なくとも数年あること（注 - 5）。

b) 当該登録部門について元請として一定の実績を有することを原則とする。

c) 全ての構成員に、当該許可業種に係る監理技術者となることができる者又は当該許可業種に係る主任技術者となることができる者で国家資格を有する者が存し、工事の施工に当たっては、これらの技術者を工事現場毎に専任で配置し得ることを原則とする。

(ニ) 結成方法

自主結成とする。

登録

一の企業が各登録機関毎に結成・登録することができる共同企業体の数は、原則として一とし、継続的な協業関係を確保するものとする。

登録時期等は単体企業の場合に準ずる。

出資比率

出資比率の最小限度基準は、技術者を適正に配置して共同施工を確保し得るよう、構成員数を勘案して発注機関において定めるものとする（注

- 6)

代表者の選定方法とその出資比率

代表者は、構成員において決定された者とし、その出資比率は、構成員において自主的に定めるものとする。

共同企業体運用準則注解

(注 - 1)

技術力の結集を必要とする研究開発型工事、実験型工事を除き、対象工事の規模は典型工事に準ずる大規模なものとするのが望ましい。

この場合において、対象工事の規模は、土木、建築工事にあっては少なくとも5億円程度を下回らず、かつ、発注標準の最上位等級に属する工事のうち相当規模以上のものとするを原則とする。

他の工種についても、これに準じて定めるものとする。

(注 - 2)

発注標準が極めて高く設定され、最上位等級に属さない企業が注 - 1にいう工事規模（土木、建築工事にあっては5億円程度）以上の規模の工事を単体企業で施工するものとして発注標準上位置付けられている場合にあっては、発注機関の判断により、一定の基準を定め、当該企業を本項にいう最上位等級に準ずるものとして取り扱うことも差し支えないものとする。

(注 - 3)

発注標準が相対的に低く設定されている場合にあっては、最上位等級に属する者のみによる組合せとすることが望ましく、また、施工技術上の特段の必要性がある場合には、第三位等級に属する者を構成員とすることも差し支えない。

(注 - 4)

別途他の資格要件、指名基準が適用されるのは当然である。

また、各発注機関において選定する共同企業体の対象工事の特性等を

勘案し、必要に応じ資格要件を追加するものとする。

(注 - 5)

国内建設業者にあつては、当該許可業種に係る許可の更新の有無が営業年数の判断の目安として想定される。また、海外建設業者にあつては海外における同該業種の営業年数を確認するものとする。

(注 - 6)

出資比率の最小限度基準については、下記に基づき定めるものとする。

2社の場合 30パーセント以上

3社の場合 20パーセント以上

(注 - 7)

等級の異なる者による組合せにあつては、代表者は上位等級の者とする。

(注 - 8)

現在、規模の大きな企業を構成員として認めて運用している発注機関にあつては、当該運用を特定建設工事共同企業体の運用によって代替すること等により、経常建設共同企業体の目的に沿った運用に段階的に移行するものとする。

(注 - 9)

等級の異なる者の組合せによる経常建設共同企業体にあつては、上位等級構成員の等級の発注工事価額以上とするよう配慮するものとする。

(注 - 10)

個別審査において下位等級企業に十分な施工能力があると判断される場合には、直近二等級までの組合せを認めることも差し支えない。

(注 - 11)

別途他の資格要件、指名基準が適用されるのは当然である。

また、各発注機関において、必要に応じ資格要件を追加するものとする。